

三本木自治会規約書

平成 12年 6月 3日	届出
平成 22年 6月 13日	改正
平成 30年 3月 4日	改正
令和 6年 3月	改正

藤岡市第56区(三本木)

三本木自治会規約

第1条 (名 称) この会は、三本木自治会(以下「会」という)と称する。

第2条 (会 員) この会の会員は、藤岡市三本木の行政区域内の居住者世帯及び
事業所をもって構成する。

第3条 (事業所) この会の事務所は、藤岡市三本木 647番地の
三本木自治会所有の公会堂内に置く。

第4条 (目 的) この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協議、協調のもとに、会員の教養向上、
福祉の増進、地域生活環境の整備や防災などに努めるとともに行政との協議、協調を
推進し、会員の為のより良い環境づくりを行うことを目的とする。

第5条 (事 業) この会は、前条の目的を達成するために、次の事業をする。

- ① 会員相互の親睦に関する事。
- ② この会内外の諸団体との協議、協調に関する事。
- ③ 行政情報の公開、活用及び行政との協議、協調に関する事。
- ④ 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関する事。
- ⑤ 地域の将来計画の作成に関する事。
- ⑥ その他、この会の目的達成に関する事業。

第6条 (役 員) この会の運営のため、次の役員を置く。

- | | | | |
|-------|-----|-------|------|
| ① 会長 | 1 名 | ⑤ 班長 | 12 名 |
| ② 副会長 | 1 名 | ⑥ 監査役 | 2 名 |
| ③ 書記 | 1 名 | ⑦ 相談役 | 若干 名 |
| ④ 会計 | 1 名 | | |

第7条 (役員の選出) この会の総会において、三本木の行政に関わる役員を選出するものとし、

この会の会長、副会長、書記は総会に於いて選出された行政の区長、区長代理
書記がこれに当たるものとし、会計は区長代理がこれを兼務する。

監査役は役員会に於いて会員より選出する。

班長は、第15条の条文に基づいて選出する。

相談役は役員会で必要と認めた場合、役員会にて選出するものとする。

第8条（職務分掌） この会は、三本木自治会（以下「会」という）と称する。

- ① 会長は、この会を代表し、会を統轄する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- ③ 書記は、会議及びこの会の運営についての記録を行う。
- ④ 会計は、この会の出納事務を行い、会計に必要な帳簿・書類を管理する。
- ⑤ 監査役は、主にこの会の会計を監査する。
- ⑥ 相談役は、この会の運営に関して助言を行う。

第9条（役員の任期） 役員の任期は2年とし、班長は1年とし、再任を妨げない。

毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

但し、三本木自治会創立初年度並びに
その他欠員の場合の役員任期は、三本木行政区の残存任期期間とする。

第10条（会議） この会の会議は、總會及び役員会とする。總會は、定期總會及び臨時總會とする。
役員会は、適時開催する。

第11条（会議の招集） 定例總會は、年1回開催する。臨時總會は、役員会に於いて
總會開催の必要を認めたとき、並びに会員の3分の1以上の請求があったとき開催する。
總會は、会長が招集する。役員会は、会長が必要と認めたとき、並びに役員の
3分の1以上が開催を請求したとき会長が招集する。

第12条（議決事項） 總會は、次の事項を議決する。

- ① 事業計画
- ② 事業報告
- ③ 役員の選出
- ④ 会費の改定
- ⑤ その他重要事項

尚、緊急を要する重要事項は役員会で決議し、次の總會で追認を受けるものとする。

第13条（会議の成立並びに運営） 会議は、議決権を有する会員の2分の1以上の出席を
もって成立する。但し委任状提出者は、出席者に加える。

尚、議決権は1世帯並びに1事業者1名の会員が有するものとする。

總會の議長は、会員の中から選出する。役員会の場合は、会長が議長となる。

会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

但し、会員が必要と認める重要事項については、会員の過半数を超える賛成による
議決方法を決め、これに従い議決を行うものとする。

第14条（関係組織との協調） この会は、行政及び当自治会と関係する諸組織と協議して、
この会の目的達成に努める。

第15条（班の編成） この会の運営を円滑に行うために班を設置する。
班の設置は行政区の班とする。 班長は、班の会員の中から選出する。

第16条（会計年度） この会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。
但し、行政年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条（収 入） この会は、次の収入源により運営する。

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 会 費(区 費 等) | ③ 補 助 金(助 成 金) |
| ② 寄 付 金 | ④ その他 |

第18条（会 費） この会の会費は、1世帯当たり 年間4,000円とする。
事業所の会費は役員会の決定額とする。(別紙の通り)
会費の集金は、原則として班長が行い会計へ納めるものとする。
会員に特別の事情がある場合は、役員会の決定により
会費の減免をすることが出来る。
尚、納入された会費は、理由の如何に関わらず返戻しない

第19条（支 出） 支出は、総会で議決された予算に基づいて行う。
尚、別に定める「予算管理規定」に基づく管理を行うものとする。

第20条（帳簿の整理） この会の収入、支出、及び資産、負債を明らかにするため、
会計及び資産に関する帳簿並びに必要な書類を整備して置き、会員がそれらの
閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第21条（会計監査） 会計監査は、会計年度終了後に行い、会員に文章により報告する。

第22条（会員の加入） この会に加入しようとするものは、班長を通じて会長に届けるものとする。
藤岡市三本木行政区内に転入した世帯、並びに開設した事業所があったとき、
班長は、当会の主旨を説明し加入を促すものとする。
加入者はこの会に加入する場合、加入金として 金10,000円を納入するものとする。
但し、この会に加入された場合、
御祝い金として 金10,000円を贈呈するものとする。
しかし、事業所(企業)は別途協議の上決定する。
加入金は理由如何を問わず返戻しない。

第23条（会員の脱退）藤岡市三本木の行政区域外に転出した世帯

並びに移転した事業所はこの会を自動的に脱退するものとする。

付 則

第1項 この規約は平成12年6月3日届け出し、平成12年7月7日から適用する。

（平成12年度 区長 村木 治司）

第2項 平成22年6月13日自治会代表者変更に伴い、規則の添付が必要になり一部改正し、適用する。

（平成22年度 区長 高田 隆一）

第3項 当会規約書に於いて、第3条、第16条、第22条を改正し、別途内規規定を追加する。

平成30年3月4日総会にて決議し、平成30年4月1日より適用し施行する。

（平成29年度 区長 清水 由美）

三本木自治会 慶事・弔慰内規

平成30年8月5日 現在

第1条 本会の目的を達成し、会員相互の親睦を密接にするため慶事・弔慰内規を設ける。

- ①会員並びに同一家族の慶事に際してこれを適用する。 (同一家族内で生計を共にする者)
- ②会員並びに同一家族の死亡、災害に際してこれを適用する。 (同一家族内で生計を共にする者)
- ③会員相互及び会内外の諸団体との協調、調和のもとに、地域貢献等々にこれを適用する。
- ④その他、必要に応じて役員会で協議して対応する

第2条 会員に対する慶事内規の区分、下記のとおりとする。

(同一家族内で生計を共にする者)

- ①入村して会員になったとき。 (班長へ届出) 規約書本文を準用する。
(御祝い金 金10,000円)
- ②会員の家族が子供を出生したとき。 (班長へ届出) 出産祝い金 金10,000円
- ③会員の子弟、孫が小学校に入学したとき。 (班長へ届出) 入学祝い金 金10,000円
- ④各組織への御祝い金は、従来通りとし継続する。 継続 御祝い金 金3,000円
- ⑤自治会行事でケガ等した場合役員会で協議し決定する。 (班長へ届出) 見舞金 金5,000円
入院7日以上とし、1ヶ月以上休業をした場合
- ⑥その他、祝い金、助成金等は役員会で協議したうえで決定する。 (役員会)
- ⑦上記規程により、役員会決議として敬老祝い金を贈る。 (班長へ届出) 敬老祝い金 金10,000円
区内高齢者満85歳とする。(1回限り) 90歳 自己申告
~~該当者は毎年敬老の日当日とする。~~

第3条 会員に対する弔慰内規の区分、下記のとおりとする。

(同一家族内で生計を共にする者)

- ①会員が死亡したとき (班長へ届出) 香典 金3,000円
- ②会員の配偶者または同居の親族が死亡したとき (班長へ届出) 香典 金3,000円
- ③現役の役員が死亡したとき (役員会) 香典 金5,000円
- ④その他、助成金等は役員会で協議したうえで決定する。 (役員会)

第4条 前条以外で会員が火災や地震その他災害にあった場合は、役員会で協議したうえで決定する。

尚、急を有する事項の場合は、この限りでない。

会長・副会長が協議・決定・執行したのちに役員会で報告追認を受けるものとする。

第5条 前条の全ての規定でする贈呈に対しては、返礼は行わないものとする。

附 則

本内規は、総会で決議し翌日から発布し、平成30年4月1日より実施する。
(平成29年度 区長 清水 由美)

平成30年8月5日役員会決議により、第2条 ⑦項を追記する。

(平成30年度 区長 清水 由美)

令和6年3月総会決議により第2条 ③、⑦を変更する